

令和3年度 生協ガバナンス研修会

会員生協の健全な組織運営と安定した経営基盤の強化、危機管理能力の向上を目的に開催いたしました。

◇日時 令和3年8月24日(火)14時～16時

◇会場 (1)オンライン出席:マイクロソフトTeams
(2)実出席:愛知県生協連 会議室

◇内容 生協のガバナンスと役員の法的責任

◇講師 宮部好広様(日本生協連法務部)

◇参加者26名(15生協19名、行政1名、日本生協連2名、事務局4名)

コープあいち1名、一宮3名、あいち1名、生活クラブ1名、トヨタ1名、かりや
愛知中央2名、愛知県職員1名、トヨタ車体2名、愛知県警察職員1名、名古屋工業大学1名、中京大学1名、愛知教育大学1名、金城学院大学1名、名古屋市民火災共済1名、東海コープ1名、日本生協連2名、県民生活課1名

◇研修内容

< 役員の職務と法的責任 >

1) 役員の職務

- ・役員は生協に対して「善良なる管理者の注意」を払う義務(善管注意義務)を負う
- ・「任務を怠った」場合に、そのことによる損害を賠償する責任を負う

2) 役員の法的責任

- ・役員が生協に対して責任を負う可能性がある場合のパターン

【パターン1】

役員自身が違法・不正・不当・不適切な行為を行っていた場合(例: 決裁ルール違反、経費の私的流用、不注意によるミスなど。)

【パターン2】

理事会の経営判断が問題となる場合(例: 投資判断の善管注意義務違反。この場合、監事が黙認したことが善管注意義務違反とされる可能性もある。)

【パターン3】 *最も多い

他の役職員による違法・不正・不当・不適切な行為に関する
監視監督義務違反が問題となる場合

【パターン4】

決算関係書類等の重要事項に関する虚偽記載が問題と
なった。

<役員の問題となった事件>

1) 釧路市民生協事件(1999年)

- ・粉飾決算に直接関与した理事や知っていた理事が責任を問われた事案

2) 大和銀行事件(2000年)

- ・職員の不正(多額の損失発生)に関して責任が問われた事案
リスクの大きさに応じて必要な管理体制がつけられているか...

3) ダスキン事件(2006年)

- ・重大な違法行為の事実を役員が隠蔽して責任が問われた事案

< 役員の問題となった事件 >

4) 日本システム技術株式会社事件(2009年)

- ・組織的な不正行為に対して、役員責任を問われなかった事案

5) アパマンショップHD事件(2010年)

- ・経営判断の原則との関係で経営者の裁量権の範囲を逸脱したものといえるかが問われた事例

6) 弘南バス生協事件(2011年)

- ・職員による巨額の不正に関して、理事長と監事の責任が問われた事例

監事については、理事長の義務違反を見逃したことが善管注意義務違反とされた

7) 「丁原株式会社」事件(2014年)

- ・会社法上の第三者に対する損害賠償責任があるか(=「職務を行うについて悪意又は重大な過失があった」といえるか)が問われた事案。

8) 竹屋[ミスタードーナツFC]事件(2017年)

- ・安全配慮義務違反と代表取締役の故意・重過失による任務懈怠の有無が問われた事案。

9) 大原町農協事件(2009年11月)

- ・職員の不正に関して責任が問われた事案、監事も善管注意義務違反を問われた

<まとめ>(パターン3について抜粋)

- ・内部統制の構築・運用状況が問われる事例は多い。
リスクに応じた体制の点検・整備をさまざまな機会で検討することが必要。
- ・違法・不正・不当・不適切な行為に気づいた場合、あるいは気づき得た場合には、何らかのアクションを起こす具体的義務が生じ、その義務を果たさなかった場合は善管注意義務違反となる可能性が高い(不作為による責任)
- ・経営判断の内容によってはプロ(弁護士等)の意見を聞く。